

琉球大学学術リポジトリ

フィリピンの林野制度 (I) : スペイン植民地期(林学科)

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学農学部 公開日: 2008-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 篠原, 武夫, Shinohara, Takeo メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/4479

フィリピンの林野制度(I)

—スペイン植民地期—

篠 原 武 夫*

Takeo SHINOHARA: Studies about forest institutions of
the Philippine (I) - A period of the spanish colony -

I はじめに

1. 研究の意義

わが国の経済は、一口で言うと重化学工業中心の経済であるが、その発展基盤はとても不安定である。なぜならわが国は資源貧弱国であるため、諸外国から原材料資源を輸入しそれに加工をくわえて附加価値の高い工業製品を作り、それを輸出して経済をささえているのが現状である。したがって海外資源依存型の工業国である。最近ではわが国経済の高度成長により、海外資源調達問題が一層表面化しつつあり、木材問題がその先端を走っているように思える。増大する外材輸入の形態も従来の商業輸入から資本の強力な要請にもとづく開発輸入へと変りつつある。昭和45年の木材総供給量は10,503万m³に達し、そのうち外材供給量は用材で5,644万m³である。木材総供給量に占める外材の割合は、前年の51%から55%となり、その輸入価格は石油について第2位となっている。外材のうち主位は依然として東南アジア諸国に産するラワン材である。ラワン材については、3大産出国であるフィリピン、マレーシア（主にサバ・サラワク両州）およびインドネシアがわが国への輸出材産地であり、45年のわが国への供給比率はそれぞれ44%，23%，27%となっている（18）。これをみるとフィリピンがラワン材供給の約半分をまかなっていることがわかる。

このように木材を通じて見ただけでも戦前もそうであるが、戦後の今日もわが国経済と東南アジア経済とは実に密接不可分の関係にある。たしかに東南アジア諸国はわが国にとって過去・現在も木材供給では最大の地位にあるが、今日現地の森林開発の実態はどうかといえば、日本を頭とする先進資本主義国の掠奪的な森林破壊が急速に進行し、すでに東南アジア林業の危機が生じている。したがって今日最大の危機に直面しているわが国林業の正しい発展方向をさぐるためにも、また東南アジア諸国林業の健全な発展をはかるためにも、そして更に森林・林業を通じお互いの繁栄を図るためにも東南アジア林業経済問題の科学的研究が急務とされる。私はこの大きな東南アジア林業の問題を解明するため、林野制度の面から東南アジア諸国の中とくに戦前からわが国と木材交易が盛んであったフィリピンの林野制度をとりあげたい。言うまでもなく第2次世界大戦前の東南アジア諸国は欧米帝国主義諸国の植民地であったが、戦後は民族主義の高揚により、つぎつぎと政治的独立を達成し新興国となった。フィリピ

* 琉球大学農学部林学科

琉球大学農学部学術報告 19: 489~501 (1972)

ンも同様であり、戦前の植民地宗主国はスペインからアメリカにかわり、戦後の1946年に独立している。本論の分析対象時期は植民地時代とした。というのは戦後の林野制度の基礎である国家的林野所有(=国有林)は、戦前に形成されているからである。戦後の今日的林野制度の問題を深く究明しようとするならば、ひとまず戦前の林野制度の歴史的発展過程をみておかなくてはならないのである。そういう意味で本論では戦前をとりあげた。

2. 研究の目的と方法

本論の目的は第2次世界大戦前におけるフィリピン植民地の林野制度の発生・発展過程を歴史的に明らかにし、それを通じて戦前のフィリピン植民地林野制度の一般的性格を析出することにある。すなわち国有林野の形成過程(=林野囲い込み)にとられた諸制度がどのような政策的意図・構造をもって資本の林野支配を確固たるものにしたのか、そして実際の国家権力機構の体現である林野制度が資本の林野開発にどのような法的手続で協力し、かつ原住民の林野利用にどのような法的規制を加えて、資本に有利な国有林野経営を確立していったのか、について分析しこれらの分析結果からフィリピン植民地林野制度の性格(=特質)を解明しようと思う。

さて本論の方法論としては「資本主義の発達と植民地林野制度」が中心にえられる。まずこの論述に入る前に資本主義の発展段階に対応して成立する植民地の役割についてみよう。資本主義は今日まで、生成・発展・変質(=衰退)という3段階を経過してきている。この3段階は、通常そのおのおのの段階でとられる経済政策の特徴を基準にして、重商主義(=商人資本)段階(15世紀末~18世紀前半)、自由主義(=産業資本)段階(18世紀後半~19世紀60年代)、帝国主義(=独占資本)段階(=19世紀70年代~20世紀今日)の3段階に区分される。近代的意味での植民地の歴史は、重商主義段階からはじまるが、植民地の役割はこれら資本主義の発展段階に対応して変化してきている。すなわち重商主義段階の植民地では、商人資本による地金銀・香辛料などの掠奪的な植民地貿易の独占化がもたらされ、それが本国の資本の本源的蓄積にとって決定的意義をもつようになる。自由主義段階の植民地になると植民地の意義は前のとことなり、本国工業製品の販売市場ないし原料供給地としての役割をはたすようになる。そうはいっても植民地の販売・原料市場としての機能は資本にとってはそれほど魅力あるものではない。なぜならば、自由主義段階の世界経済は「世界の工場」といわれたイギリス帝国主義経済を中心に動いていた。すなわちイギリス以外のフランス、ドイツ、アメリカなどの後進資本主義国もイギリス経済の原料供給・製品販売市場であったのである。そういうわけで植民地に対する帝国主義の資本侵略はそう大きいものではなかった。だが帝国主義段階における第2次大戦前の植民地は、独占資本のための商品販売市場・原料供給地としての機能のほかに、国内に必然的に形成された過剰資本の輸出市場としての性格を一層よめる。そういうことからこの段階の植民地政策は軍事力を背景にして特に資本の投下市場の確保に全力がそがれる。この段階になると世界の植民地はすでに分割されており、再分割のための闘争が帝国主義諸国間でくりひろげられる。実は植民地で林野制度が問題になるのもこの帝国主義段階である。というのは植民地での生産の場を独占資本が掌握しなければならない必然性が資本の内部で生ずるからである。つまり具体的に帝国主義段階で、独占資本が植民地進出を試みる動機は何かというと、植民地が独占資本に高い利潤を保障するに十分な条件、すなわち資本が少ない、地価が比較的低い、賃金が低い、原料が安い(17)、などをそなえているために、国内の資本構成の高度化によって、平均利潤低下になやむ過剰資本は、超過利潤を獲得しようとして植民地に進出するのである。

この植民地領有に際して、独占資本は国家権力の強力な支援を受けて、植民地を自己の経済領域にくみ入れる。そして帝国主義は自己の経済的課題を実現するため政治・経済面で植民地を効果的に支配しうる植民地政策を必要とする。一般にすぐれた植民地政策は、植民地人民の産業発展を制限して、宗主

国資本の権益拡大をもたらす支配機構、つまり植民地制度を確立する。この制度は当然林野制度にも強い影響を与えることになる。なぜなら、独占資本が林野を資本増殖の一源泉として位置づけるので必然的に林野に対する強大な国家権力の行使による膨大な国家的林野所有（＝国有林）が創出され、そこには資本の開発目的にそった林野制度が確立されて行く。つまりこの制度のもとでの森林開発には、農業開発（＝脱林地化）と採取的林業開発が基本をなすが、資本がどちらの開発型をとるかによって、るべき林野制度の性格も農業的または林業的となったりする。本論の課題も上述の論理によって追求するものである。したがって分析の力点も主としてアメリカ帝国主義の植民地におかれる。このアメリカ帝国主義下の林野制度の分析は次号で展開することにして、今回はフィリピンの最初の植民地支配者であったスペインの統治期（重商主義から産業資本主義段階）を対象にして論ずることにする。叙述の方法としてまず植民地政策の中における農・林業の発展状況、つぎに農・林業的林野制度について述べることにする。

II 植民地化過程と経済開発

1. 植民地政策と農業の発展

近世植民地政策の先駆者であったスペインは、15世紀の喜望峰迂回に成功して新大陸を発見し、それ以来イギリス、オランダ、ポルトガルなどが相ついで植民地発見に旺盛を極めるようになった。この時代のスペインの植民地領有政策の基本は重商主義政策にあった。すなわち封建的領主又は個人による金、銀などの貴金属の獲得又は珍奇な熱帯産物の収奪が植民地領有の最大の関心事であった。スペインはこのような重商主義的目的を達成するためにフィリピンの植民地化を実現したのである。したがってスペインのフィリピンにおける植民地政策は、移民植民ではなく、もっぱら原住者農民の収奪政策にあった（1）。

植民地主義者は、スペイン絶対君主、貴族、フィリピンに派遣された総督・官吏・特権商人、それにカトリック各派の教団・教団僧からなっていた。彼らのフィリピン支配は、政治的には、土着民に対する侮蔑政策、分割支配、教団僧の反動的干渉、植民地官吏の腐敗、そして土着民の政治的自由の剝奪、彼らに対する仮借のない弾圧などの点できわだち、経済的には土着民に対する残酷な搾取と外国貿易の独占・制限によって特徴づけられた。

スペインのフィリピン植民地化は、1519年スペイン国王の援助を受けたマゼランが世界一周への航海途中、1521年フィリピンのセブ（Cebu）島に上陸したことに始まる。マゼランはセブ島上陸直後、マクタン島の酋長との戦いで戦死したが、彼のこの歴史的航海によりヨーロッパから西航してもアジアに達することが明らかとなった。これによってスペインはもとよりヨーロッパ諸国のアジアに対する植民地獲得熱が急激に高まった。当時、スペインを含めた西欧諸国の東洋進出の目的は、重商主義思想を背景にして香料产地獲得、カトリック布教におかれ、マゼランの周航はこういう重商主義の目的達成を容易にした。

1564年11月、スペイン国王フィリップ2世（Philip II）は、自国の植民地メキシコを基地として、レガスピー（Legazpi）を長とする遠征隊をフィリピンに派遣した。彼は1565年4月セブ島を占拠し、セブ島の大酋長トパス（Jupas）と正式協定を結び、スペインの主権を認めさせ、そこにスペイン最初の植民地を築いた。1569年レガスピーが最初の総督になると、彼はセブ島を根拠地として次々と領土を拡大して1570年にはルソン島のマニラに達し、翌年総督府をマニラに移した。1576年までにはフィリピンの全群島はほとんどスペインの統治下におかれたのである。

ところでフィリピン植民地化当初、そこには統一国家はなくしかも人口は少なかった。土着民は政治

・経済・社会的統一体としての村落 (Barangay) 一バリオ (Barrio) ともいいう一を中心生活していた。そのなかでは原始共同体が崩れ、封建的諸関係が発生しかけていた。土着民の社会階級は、酋長を支配者に自由民・農奴・奴隸の4階級に分かれていた(7)。スペイン人のフィリピンにおける植民地体制は、このような原住民社会を基礎とし、とくに酋長の強大な権力をを利用して樹立されている。スペインは植民地化に伴い露骨な支配制度としてのエンコミエンダ制や総督制による地方統治制度 (=州制) を成立した。エンコミエンダ制は、スペインの封建的搾取制度であり、それは酋長利用を基礎にしている。この制度は一種の徴税請負制度であり、かつ土地収奪制度でもあった。それは17世紀初めに農民の激しい反抗にあい廃止となっている。それに代る搾取制度となったのが、総督制度下の州制施行であった。各州には総督任命の知事がおかれ、各州の末端行政単位は町 (Pueblo) とし、町は若干の村落によって構成された。その時代からフィリピンの行政機構は総督→州知事→町→村落の順で行なわれるようになった。この制度の下でも農民達にはきびしい重税が課せられた。他方、教団所有地に住む農民は、こうした重税にとどまらず、彼らはそれに加えて更に封建的大地主としての教団層の強欲な搾取を受けた。こうして徴収された農民の租税は、その大部分が本国にもって行かれ、フィリピンの経済開発や土着民の福祉には使われなかったのである(26)。

このようなスペインの政治的支配過程によって植民地化当初のフィリピン土着民社会は、次第に変化してきたが、その変容の過程は19世紀初めまで緩慢で、土着の新しい社会階級 (=資本家・労働者) を生み出すまでは至らなかった。その主なる理由として、スペインがフィリピンを支配するに当り、土着民のおくれた伝統的社會關係を政治的に温存・利用することに努め、フィリピンの経済開発・資本主義發展を無視し、かつ2世紀間に亘る对外貿易の束縛によって、フィリピン経済の發展を阻害したことである。すなわち、スペイン支配者はフィリピンについては近代に見られる資本主義的植民地政策をほとんど行なわず、ただ19世紀初頭にかけて重商主義による商業利潤の獲得を目的に、フィリピン貿易の独占を強化してきた。そのためにフィリピン産業の中心であった原始産業の農業は、封建的スペイン植民地主義者の貪慾な収奪によって破壊され、原住民の経済生活は悪化していた。それのみならず、彼らは宗教的圧迫によって原住民への支配を一層強化した。こういう植民地収奪政策によりフィリピン経済には近代社会への発展的萌芽などなかったのである(2)。以上の事実からフィリピンの商品生産・貨幣經濟の發達がおくれ、土着民社会の分解があまり進行しなかった訳である。このような拘束的な重商主義の植民地政策により19世紀初めまでのフィリピン経済開発はとてもおくれていた。

だが、19世紀の30年代からは植民地政策の変化により経済開発もとられるようになってきた。というのはスペインのフィリピンに対する重商主義經濟政策の状態は、19世紀に入るとイギリスをはじめとするヨーロッパ諸国での産業資本主義發展の影響により、段々と変化してきた。その結果、スペインはフィリピンの経済開発に大きな関心を示すようになり、マニラ港の開港を皮切りに門戸解放も実現し、積極的な経済開発、とくに輸出を目的とした農業生産が活発化した。農産物として世界的商品となった砂糖、マニラ麻、タバコ、コーヒー、ココナツなどの生産・輸出が飛躍的に増大した。砂糖の輸出高は1782年にわずか約3万ピクルであったが、1840年になると14万4,461ピクルに増加、1857年には71万4,059ピクルに増大し、それは1840年の5倍増となった。マニラ麻は19世紀初め世界市場に出たばかりであったが、1840年には8万3,790ピクル、1850年には12万3,410ピクル、1858年には41万2,502ピクルと輸出は飛躍的に拡大した。さらにフィリピンとヨーロッパの通商関係は、1860年のスエズ運河の開通によって一層活発になったのである。

对外貿易の發展は、フィリピン社会の商品生産と貨幣經濟の發展を促進せずにはおかなかった。生産のなかではとくに輸出農業の發展が著しかったことは言うまでもない。南北カマリネス州、アルバイ州、ソルソゴン州等ではマニラ麻とココナツ、バムパンガ州とネグロス島では砂糖、カガセン、イロコス州両州ではタバコ、バタンガス州ではコーヒーの栽培がそれぞれ急速に發達した。これら作物の栽

培は、大地主や富農の農園で数多くの農業労働者や小作人を雇用して大規模に行なわれた。国内商業も盛んとなり、マニラにはスペインの商館をはじめ、英・米・仏などの商館も設立された。商品の生産・流通を促進するための交通・通信手段も整備された。経済の発展に伴い人々も増加し、18世紀末の人口が約152万人であったのに対し、1845年には約348万人となり、2倍以上に増加した。

こうした資本主義的商品生産・貨幣経済の発展によって土着民社会の分解も急速に進行した。土着民社会の階級分化が進み、土地・農民問題が激化する一方では、土着の資本家と労働者が発生したのであった。資本家は農村の地主および地主かね商人、都市の商人、手工業主、マニラの混血商人などからなっていた。土着の資本家は主に輸出農産物栽培に進出したが、スペイン人資本家や華僑資本家は、商業や製造業などの分野にほとんど進出した。労働者は主として没落した農民とか手工業者によって占められていた。労働者を多量に雇用する近代工業が存立していなかったため、大部分の労働者は農業労働者として農園に働いた（27）。

このようにスペイン植民地主義者のフィリピン支配は、19世紀初葉までは土着民農業に対する残酷な搾取と、外国貿易の独占・制限によって特徴づけられている。だが、19世紀中葉からの門戸解放によって商品経済が全島に波及するようになると、輸出のための農業生産の発達をはじめとして諸産業の発達がもたらされるようになった。スペイン支配下のフィリピン経済の中心は依然として農業であった。こういう農業の発展に伴う林業の発展はどうであったかについて次に論じよう。

2. 林業の発展段階

資料的制約からスペイン支配下の林業の発展について多くを語ることはできないが、フィリピンはスペイン来航以前から広大にして豊富な森林資源に恵まれ早くから資本制的採取林業成立の基盤をそなえていたことは事実である。それでは生産・流通面か林業の発展を述べることにする。

フィリピンはスペイン植民地化前から外国貿易、とくに中国との貿易を行なっていたため、フィリピン材の商品化もその時からはじまり中国商人によって建築・家具用材としての買付・輸出がみられた。この当時の国内材市場はきわめてせまく、やや伸びを見せはじめたのはスペイン統治下に入ってからである。木材生産は、フィリピン人、華僑により小規模に営まれ、しかもそれは麻栽培開墾といった農業開発に伴う副次的なものが多く、生産のほとんどは地元需要であった。商品としての木材生産は堅材中心で、その生産量はわずかであった。それは一般需要としてではなく、貿易船建造・教会建築などの特殊需要であった。もちろん、植民地的制約からして海外市場も狭く、また海運手段・製材技術などが低いため、伐出生産の発達は停滞的であった。伐採は機械化されず、集材の主要労働手段は畜力となり、運材は水運依存であった。製材生産力もとても低く、少數の火力製材所が散在するのみで、手挽製材がほとんどを占めていた。機械生産力は微小で、製材所数の99%までは、2人挽鋸使用の零細工場であった（3）。

このように木材生産が停滞化したのは、スペイン支配者の目的が重商主義・産業資本主義時代を通じて農民収奪に集中したので、その結果林業開発がきわめておくれることになったからである。

III 植民地化に伴う国有林野創設と農業的林野制度の形成

スペイン植民地化当初におけるフィリピン封建社会の土地制度についてみると、フィリピン土着民の間にはすでに土地私有制が行なわれていた。土地は個人の私有と総有からなり、村落の酋長と自由民は自分の土地を所有し、子供に相続させた。一般に山腹の地（＝山林）は、わが国の入会林野に似た村落全部の総有とされた（8,13）。

このような土地制度の上にスペイン支配者の土地制度がうちたてられたのである。スペイン国王フィリップ2世は1569年からのフィリピン植民地化とともにこの植民地をスペイン国王の所有と宣言し、イニシアチブ法(注)の下においていた(14)。この国有地宣言により全国の国有(=公有)地化が制度的に実現することになり広大な林野も国有林として支配されることになった。そして同時に時のスペイン国王は軍人・教団層などがフィリピンに定住することを奨励するため土地の発見・征服に貢献した者に対し、群島内の土地を無料払下げるように総督に訓令を発した。それがスペイン特有の土地收奪払下制度としてのエンコミエンダ(Encomienda)の適用である。この制度により土地を取得した者は、4年間引き続きそれを占有することにより絶対的所有権を与えられた。その後の1754年10月15日の勅令は、1700年以降引き続き王領地(=国有地)の一部を占有することを許された者に対し、申し出によってその所有権を与えることとした。更に1797年9月21日の勅令では土着民といえども4年間に亘り土地の耕作をした者にはその土地の占有権が与えられるばかりでなく、その附近の無主の国有地を保有し得る権利すら賦与された(5,11)。

ところで1600年頃のフィリピンでは、パラワン島及びモロ族の居住地を除く総ての大島はエンコミエンダに分割され、小島もほとんどこの制度の下におかれた。エンコミエンダでは原住民はスペイン人に貢納の義務を負い、カトリックの信仰をした。1591年の記録によると、当時フィリピンに存在したエンコミエンダの数は267あり、そのうち31は国王所有、他はスペイン人の私的所有であった(9)。エンコミエンダ内の主権者であるエンコミエンデロは、自分のエンコミエンダ内の土地・住民を支配し、貢納・税金を徴収する権利を有したが、徴税額の20%を国庫に納入し、かつ自分の領域の宣教師の布教を支援して領域内の秩序と平和を維持する義務を担っていた。彼らのこのような苛酷な支配・収奪は土着民の反抗的となり、1580年頃からではあるが、重税及び強制労働に反対する暴動・一揆が組織的でないにしても各地で頻々として起った。そのため前述したごとくエンコミエンダ制はしだいに統治、搾取の機能を果せなくなり、17世紀初頭になって廃止されるに至った。その後は、植民地総督によって直接支配されることになり、その頃から土着民の土地占有権も広く認められてきたのである。

しかし、エンコミエンダ制が廃止になったとはいえ、教団などの土地收奪はやまなかつた。スペイン国王は、教団・修道僧がフィリピン植民地化当初から土着民をカトリック教へ改宗するに大成功し、治安維持面にも積極的役割を果してきた功績に報いるため、地味豊かで広大な旧エンコミエンダやその他王領地を寄進した。その結果、彼らはますます封建的大地主となつた(28)。後に明らかになつたことであるが、教団所有地(Friar land)は、当時の既耕地の約10分の1にあたる40.6万エーカーという膨大な面積にのぼっていた。しかもそれらの大部分は、マニラ周辺の最優地であり、質的にみたフィリピン農地の大部分は教団所有地であった。しかも、たえず経済外的強制によって拡大がはかられた。

教団について地主階級にのしあがつたのは土着民権力者の酋長であった。スペインは、その植民地支配の末端に在来の社会構造を利用すべく、酋長の村落内での支配権を認めた。初期の王の布告は、村落内の住民が酋長の統制に服し、酋長の収穫や家屋の改築を助けることを義務づけている。スペイン植民地主義者はこうして法的に地位・権力の保護された村落の酋長をカシケ(Cacique)と呼び、彼らを植民地支配の道具として活用したのである。酋長は植民地支配初期のエンコミエンダ時代には、エンコミエンデロから徴税権を委任され、その後の地方行政改革では町長や村役人となって、植民地官吏の指図にもとづいて租税徴収の代行に従事した。これによってカシケは蓄財や土地兼併の機会を取得したのである。彼らは、こうした地位や高利貸、あるいは自分の権力、農民の無知などを利用して農民の占有地の収奪を試み、所有地を漸次増大して行き大地主となつた。18世紀にはカシケや教団僧による悪らつな土地収奪がはげしくなり、そのため各地で農民の反乱が発生し、それはとくに中部ルソンで激しかつた。このような社会のなかでは、まだ土着の資本家階級も労働者も生まれていなかつたのである(29)。

このように重商主義政策下ではエンコミエンダ制・教団土地所有制・カシケ制といった一種の国有地払下制度でもありかつ農民の土地収奪制度でもある土地制度によって国有地（=国有林地）の私有化が実現した。そこでの農業生産は農民の再生産をも不可能におとしいれるほどに権力の搾取があったので18世紀末までのフィリピン農業は、植民地経済の歴史のなかでは、きわめて消極的な役割しか果さなかった。その原因として他にフィリピンの対外貿易が制限され、しかもそれが重商主義政策下の総督府と特權商人によって独占されて、貿易の拡大がほとんどなされなかったことにもよる。したがって、この時期には、フィリピンの農業はほとんど発展するところがなかったのである。

その後、19世紀に入ってスペインの植民地政策が重商主義政策から積極的な産業振興の産業資本主義政策へと変化してくると、砂糖などの輸出部門の農業生産は一層活発となり、大経営も現われはじめた。とくにマニユ段階の精糖技術を基礎とした比較的大きな甘蔗園経営がルソンやビザヤ諸島で大きな展開をとげた。とにかくスペインがフィリピンの経済開発を進め、原料・製品の市場とするため積極的政策をとりはじめるのは、18世紀末から19世紀にかけての時期だったのである。そしてフィリピンにおいて地主的土所有が展開するのは、この19世紀からの商品生産の発展期だったと考えられる。後述するスペインの地券発行の意味も、この動きのなかでとらえるべきであろう（15）。

こういった農業開発に対して近代的な土地払下政策も段々ととられる形勢になってきた。スペイン支配者は19世紀末の1880年と1894年に土地所有権の確認（=地券整理）を試みている。すなわち、スペイン政府の法律は不十分ながらも登録された地券を有しない土地はすべて国有地、一方地券を有する土地は私有地とみなすと規定し、国有地・私有地の所有区分をやや明確化するようになってきた（10）。その背景には、19世紀に入ってスペインの植民地政策が重商主義から自由主義へと変化したため、植民地開発のための土地整理が必要になったことが指摘される。1880年6月26日の勅令には王領地（=国有地）の一部を10年以上継続して占有した者に対してはその土地の所有者であることを認めた。しかしこのように充分な証明書を与えられない場合でもその土地が耕作されておれば、20年あるいは30年の占有を認めた。だが、せっかく法令を作ったものの、この法令に基づいて土地所有者の取得を申請した者は少なかったという。その主なる理由としては島内官憲の職権濫用及び法令自身の欠陥によるものであった。更に統治末期の1894年2月13日にはマウラ（Maura）法として知らる法令を整理統一し、別に土地の払下げやその他の手続を定めた。この時から、所有権の確認に先立ち測地と所有権取得に関する公告をする慣例が始まっている（12）。これら一連の土地所有権の確認手続は、土地所有権の無料確認申請の機会を農民に与えたものであったが、かえって慣行に基づく農民の土地がカシケによって登記され強奪されてしまう例も多かったという。かくして農民の土地喪失はいっそう進められることになったのである。この土地所有確認行政は、産業資本主義下におけるスペインでの地租改正の動き、およびフィリピンの農業生産の発展状況に対応したものとして理解すべきであろう（16）。

この著しい農業発展の過程は、いってみれば国有林野農地化（=脱林地化）の過程でもあった。スペインは、この国有林野の農業的開発を契機として植民地支配の強化のために制度上から土地利用区分の明確化をせざるをえなくなり、そのために農業的林野制度の整備問題が必然性をもって生起することになった。それでは林業的林野制度はどうなっていたのか。それを次に展開しよう。

（注）インド法 これはイギリスがインドに行なった土地制度の基礎をなす土地法である。その内容を簡単に言うとインド各地の土地所有形態を租税賦課のできる形態に解体し植民地経営を土着民からの租税収奪により最大限に行なおうとしたことにある。

IV 林業的林野制度の確立

林野所有の形成は、16世紀中葉の植民地化とともに国有林野としてはじまっているが、その当時の国

有林の利用区分、つまり林野資源の調査は、スペインの重商主義的植民地収奪政策による社会経済、とくに農業の全般的たち遅れを反映してほとんど手をつけられていなかった。そのような状態が19世紀に入るまで続くのである。ところが、19世紀末の積極的な植民地経済開発、とくに農業開発の伸展に対応して土地所有権確認のための地券整理がとられるようになると、国有地、私有地の所有区分が明確化されるはこびとなり、それにより国有林・私有林が制度的にもはっきりと形成されるようになったのである。この頃の土地調査は不十分であったが、1876年の調査によると国・私有林を合せた山林面積は5,153万エーカーとなっており、また1890年にエルナンド・カストロ氏の調査によると4,811万エーカーとなっている。国有林区域は全島面積の4分の1ないし2分の1を占め、面積にすると、2千万以上4千万エーカー以下にあり、私有林は1千万エーカーを越えない範囲にあるとされ、その私有林のうち教団の所有林が約10万エーカーを占めていたという(10)。ちなみにスペインの林野所有をそのままうけついだアメリカ統治の1938年の林野所有面積は、国土面積の約60%を占め、そのうち国有林が約1,765万haとなり、それは全森林の99.4%に達し、私有林はわずか0.6%にすぎない(30)。スペインの農民収奪という植民地政策の限界性から、詳細な調査にもとづく土地利用区分や林野資源の整備は、スペイン統治下では実現せずそれは後の支配者アメリカの手によって実現することになったのである。それでは広大な国有林の管理経営のためのスペイン山林行政組織と林政の確立について言及しよう。

スペイン領時代になって実際的な国有林の管理経営がとられる契機となったのは、やはり19世紀中葉の植民地農業開発の活発化に伴う、土地管理上から林野の整備が制度的に必要となったことからである。スペイン政府は1862年6月、一般行政命令(*Direccion general de administracion civil*)にもとづいて、土地、鉱山、森林管理を職能とする山林局(*Inspecion general de montes*)を設置して、山林官の多くを本国から任命し、森林監吏の如きは主に土着民を採用した。利用・統計の2局からなる本局がマニラに設けられた。山林局は山林技監ジャン・ゴンザレス・ヴァルデス氏を局長に、これを補佐する4名の山林官によって組織された(20, 23)。森林法もこの年に制定され、「森林に対する特定の保護、林地の確定ならびに保全、林木及び林地の賢明なる利用」(6)についての根本方針が定まったのである。その後しだいに森林行政の充実をみたのである。「賢明な利用による資源維持」の原則の履行を林政の主要目的とすることの理由には、まだ重商主義を強く表現したスペイン本国とメキシコ間のガレオン船貿易をするに必要な造船材及び広葉樹の不断の供給確保があったといふ。

この山林局設置と森林法の成立は、当時の森林開発の重要性をものがたるものである。1863年における山林局の主要任務は森林資源の調査研究と伐採管理にあった。すなわち、(1)一般および海軍の用途に適する樹種を決定すること、(2)林況を調査すること、(3)盗伐を防止すること、(4)林内侵入を取締ること、であった(19)。その後、フィリピンにおける植物区系の調査が行なわれた。林地の測量も緩慢ながら行なわれ、有用樹種の分類、材鑑の蒐集などが行なわれた。またきびしい森林法規が公布施行され、これによってフィリピンの森林資源が保存されるようになった。上記のことをもっと具体的に説明しよう。

1863年9月3日、スペイン総督は回章を発し、山林局の権限と職務を規定し、ついで同年10月15日山林局長は全国有林ならびに私有林についての統計資料の蒐集を命じた。同法の内容を示すと次の通りである。(1)全国有林(state forest)、私有林(private forest)に関して、その所在地と境界を含む統計資料を蒐集すること、(2)フィリピン森林資源の行政調査を始めること。その目的は、予想される紛争を回避することに利害と関心を有する個人の協力をえて、国有林および私有林の区域を規定し、境界線に沿って標識を設置することにあった(24)。

それらの調査結果は、後になって、原生林の開発、林木の伐採、伐採権譲渡区域の範囲、伐採業者の支払うべき納付金、許可料などに関する法規制定の基礎的資料として利用された。ところでフィリピン

森林の調査、研究、維持に貢献した著名なスペイン林業家には、フィリピンの植物区系を調査した森林技師セバスチアン・ヴィテル（Sebastian vidal）氏、国有林の調査を実施した森林技師ジョルダナ（Jordana）氏、山林局次長でフィリピン森林家便覧（Manual for Philippine lumberman）をあらわしたドミンゴ・ヴィダル（Domingo vidal）氏の諸氏がいる。

さらに山林局長は1863年の森林調査の命につづき、1863年12月18日付法令で伐採免許と伐採規則を定め、森林境界の画定・制定をもこれに含めた。1864年2月には、無料採取免許の下に自由な森林利用の特典を許可し、つづいて同年6月8日付でカイギン（移動耕作）の禁止を命じている。山林法令は、隨時、国王名によって発布せられたが、そのうちで重要なものをあげれば次の通りである。

- (1) 1866年5月3日付法令：これは国有林の実施踏査を命じたものである。
- (2) 1867年12月18日付法令：これには、伐採規則と各種の認可が規定されている。
- (3) 1874年2月法令：特恵認可の規定（無料許可規定），ただしカイギン農法は禁止すべきことが規定されている。
- (4) 1874年7月13日付法令：商業目的の伐採に対する処罰規定，とくに森林の荒廃が甚しいボホル，セブ両州における濫伐を対象にした法令である。
- (5) 1884年11月13日付法令：森林法及びフィリピン山林局規定の決定認可に関する規則（21）。
- (6) 1888年11月13日付スペイン王室令（Royal decree）：これは海外省の起草による、フィリピン山林局のみに適用される森林諸法、諸規則を裁可したものである。この森林諸規則は9項目138条より成立していた。すなわち、①国有林区分、②森林調査、③国有地の調査、評価、売却、④国有林の管理、行政、⑤林産物とその処分、⑥森林統計、⑦国有林政策、⑧私有林、⑨任命・序列・俸給規定、評価、料料、法規の制定などがあった。それ以後に公布された条例、布告、命令および回章は、この1888年王室令の諸規則に準拠して制定された（25）。

ところで上記の森林法令をみると、スペイン林政は、森林開発の初期段階にみられる森林調査と伐採管理、規制を中心とした資源維持を基調とする森林令的性格の森林管理に重点をおいていたことがわかる。

それでは次にスペイン政府山林局の山林収支状況（表参照）について述べることにする。この統計数

Table About forest revenue and expenditure of forest department
monetary unit : \$

表 山林局の山林収支状況 単位：ドル

Fiscal year	Expenditure			Revenue		
	salary and various grants	material cost	total(A)	revenue total(B)	$\frac{A}{B} \times 100 = %$	Sale price of national land
1893—94	118,135	15,380	133,515	122,000	—	48,000
1894—95	123,385	15,380	138,765	122,000	—	45,000
1895—96	123,385	15,380	138,765	150,000	92.5	55,000
1896—97	136,110	16,380	152,490	170,000	89.7	45,000

注) 農商務省山林局、清国及比律賓群島森林視察復命書 p.114

字は、当時の林野制度の状況を知る上に重要な参考資料となろう。山林収入の内容は国有林伐採税を中心でその他に国有地売却代がある。収入は一般に低く1893～94年に12万ドルであったのが、その後年々

増加し1896～97年には17万ドルにのぼっている。しかし、収入に対する支出は、1893～95年をみると赤字となり、その後の2年間はわずかながらの黒字である。このように山林局収入が低く当局の財政収支が全体的に赤字ぎみであったということは、当時の森林開拓的がとても停滞的であったことを意味しよう。これまで述べてきたスペイン統治下の林政組織および森林法は、当時ヨーロッパの隣接諸国と同様に、優秀な林政組織（山林局）をもっていたスペインの組織に大部分範をとったものであって、その森林法は立派なものであったという。だが、1897年の革命戦争によるマニラ大火で、山林局が火災にあい、フィリピン林業の理論と実践に寄与するはずであった林業の諸成果、すなわち記録、図書、自然史、博物学上植物関係の蒐集品、地図などはことごとく焼失してしまったのである。そのためにはスペイン林政のもとにおける貴重な遺産は、新たなる支配者アメリカの手にはわたらなかつたのである（4, 22）。

V 総括

1. 要約

(1) スペインの最初の植民地政策は重商主義政策であり、その狙いは対外貿易の独占と原住者農民の収奪政策にあった。植民地主義者は総督・教団僧などからなっていた。フィリピン植民地化当初、そこには統一国家ではなく、土着民は酋長を頭とした村落を中心に生活していた。そのなかでは、原始共同体が崩れ、封建的諸関係が発生しかけていた。スペインは植民地化に伴い、このような土着民のおくれた伝統的社会関係を政治的に温存、利用することに努めながら、露骨な支配制度としてのコンエミエンダ制、後に総督制下に地方統治制度（＝州制）を成立して、農民達に重税を課しきびしく榨取した。そしてスペインはフィリピンの植民地化過程の中でその経済開発・資本主義発展を無視し、ただ19世紀初葉に至るまで重商主義による商業利潤の獲得を目的に对外貿易を独占・制限してフィリピンの経済発展を阻害した。そのためにフィリピンの主要産業である農業は、とても停滞化し、発展的萌芽などなかつたのである。

だが、19世紀中葉からはヨーロッパ諸国での産業資本主義発展の影響により、スペインのフィリピンに対する重商主義的経済政策の状態も、段々と変化してきた。その結果、門戸解放が実現し、商品経済が全島に波及するにつれ積極的な経済開発、とくに輸出を目的とした砂糖などの農業生産が活発化した。

ところでこういう農業の発展に伴う林業の発展はどうであったのか。フィリピンはスペイン進出前から広大にして豊富な森林資源に恵まれ早くから資本制的採取林業成立の基盤をそなえていたが、スペイン進出後の経済の発展が全般的にとても低くかったため、木材生産・流通はとても停滞化していた。木材生産は、土着民により小規模に営まれ、しかもそれは農業開発に伴う副次的なものが多く、生産のほとんどは地元需要であった。商品としての木材生産は特殊需要としての堅材中心で、その生産量はわずかであった。このように木材生産が停滞化したのは、スペイン支配者の目的が重商主義・産業資本主義時代を通じ主として農民収奪に集中したので、その結果林業開発がきわめておくれることになったからである。

以上のように農業の発展・林業の停滞がみられるなかで、まず農業的林野制度はどうであったかについて論じよう。

(2) スペインはフィリピン植民地化とともにこの植民地をスペイン国王の所有と宣言し、その結果全国の国有化を制度的に実現することになり、広大な林野も国有林野として支配されることになった。当時の重商主義政策下で国王の命を受けた総督は、さっそく軍人・教団僧などに対しエンコミエンダ制・教団土地所有制、また土着の酋長にはカシケ制といった一種の国有地無料払下制度でもありかつ農民

の土地収奪制度である農業的林野制度の強行により、国有地（＝国有林地）の私有地化を実現した。土着農民には土地の占有権が与えられた。そういった封建色の強い農業的林野制度の下での農業生産は農民の再生産をも不可能におとし入れるほどに権力の搾取があったので、18世紀末までのフィリピン農業は、ほとんど発展しなかった。その原因として他にフィリピンの対外貿易が独占・制限されていたことにもよる。

19世紀に入るとスペインの植民地政策が重商主義政策から積極的な産業振興の産業資本主義政策へと変化してくると、砂糖などの輸出部門の農業生産は一層活発となり、大経営も現われはじめた。こういった農業開発に対して新・旧国有地払下地への地券発行といった近代的土地払下政策も段々ととられる形勢になってきた。スペイン政府の法律は、不十分ながらも国有地・私有地の所有区分をやや明確化するようになってきた。当時の土地所有権の確認行政（＝地券整理）の成果は、資本主義の発展が低いことを反映して、不徹底であった。農業発展の過程は、いってみれば国有林地農地化の過程でもあった。スペインはこの国有林野の農業的開発を契機にして植民地支配の強化のために制度上から土地利用区分の明確化をせざるを得なくなり、そのために農業的林野制度の整備問題が必然性をもって生起することになったのである。それではつぎにこの制度におくれて成立した林業的林野制度について述べよう。

(3) 19世紀に入るまで国有林野資源の調査は、スペインの重商主義的植民地政策による社会経済、とくに農業の全般的たちおくれを反映してほとんどなされていなかった。ところが、19世紀になってからの産業資本主義政策による積極的な経済開発、とくに農業開発の伸展に対応して土地所有権確認のための地券整理（＝国有地・私有地区分）がとられるようになると、国有林・私有林が制度的にはっきりしてきた。不十分ながら森林調査も行なわれ、森林のほとんどは国有林によって占められ、私有林はほんのわずかであった。詳細な調査にもとづく、林野の整備はスペインの農民収奪という植民地政策の限界性から実現しなかったのである。フィリピンで実際的な国有林の管理経営がとられる契機となったのは、やはり19世紀中葉の植民地経済開発の活発化に伴う、土地管理上から林野の整備が制度的に必要となつたことからである。スペイン政府は1862年に山林局を設置し、山林官を本国人、森林監吏は土着民として任命した。森林法も同年に制定され、それは森林保全・利用を指向した。その理由にはまだ重商主義を強く表現する造船用材の安定的確保があったという。

1863～1864年にかけて森林調査と伐採管理・規制を内容とした森林令的性格の森林法が次々と公布されている。森林開発の結果である山林局收入も低く当局の財政収支は全体的に赤字ぎみであった。そのことは、森林開発がとても停滞的であったことを意味しよう。

2. 結 論

植民地政策が重商主義政策から産業資本主義政策に推移するなかで農業の発展・林業の停滞という現象がみられた。植民地化とともに国家的林野所有が実現するが、植民地政策が重商主義政策に徹していくため、林野所有の確立は制度的に非常に弱いものであった。政策の狙いが商業利潤の獲得を基本にした対外貿易の独占と農民の収奪にあったので、国有地払下制度も地券を伴わない無秩序な形態となり、エンコミエンダ制・教団土地所有制・カシケ制といった土地払下制度がとられた。これらの国有地払下制度は農民の農業生産を支配・収奪するためにとられた非近代的な農業的林野制度である。そして資本主義が産業資本主義に移行すると、植民地でも産業資本による農業生産が活発となり、国有地払下げも不十分ながら地券を伴う近代的な農業的林野制度となり、ここに国有地・私有地の所有区分が制度的にやや明確化するようになった。

そのことは林業生産の場としての国有林・私有林が制度的に明らかになったことを意味する。このように近代的意味での林野所有が確立するのは産業資本主義の段階においてである。そこでは森林開発がもっぱら農業開発として行なわれたため、伐出資本の進出はまったくなく、そのため採取的林業開発

のための林木処分政策はまだほとんど成立していなかった。林業的林野制度は主として資源維持を基調とした森林令的性格の森林管理に焦点がおかれていた。

林野制度に意義を求めるようとすれば、植民地における資本の本源的蓄積のために、国家権力により国有林が制度的にほぼ完成したことであろう。だが、払下制度としての農・林業的林野制度は商品経済の発達が低いことを反映して生産に対し積極的でなく、とくに後者はとても消極的であった。このように植民地における林野制度も資本主義の発展段階に対応したものとして理解されよう。

引　用　文　献

1. 福原一雄 1941 南方林業經濟論, 257, 東京, 霞ヶ関書房
2. ——— 前掲書, 256~257
3. 萩野敏雄 1961 南洋材經濟史調, 80~83, 東京, 林野共済会
4. ——— 前掲書, 81~82
5. 満鉄東亜經濟調査局 1942 比律賓, 134~135, 東京, 慶應書房
6. 宮原省久 1933 フィリピンの木材産業, 20, 東京, 林野共済会
7. 南方年鑑刊行会 1943 南方年鑑, 1040~1041, 東京, 東邦社
8. ——— 前掲書, 1041
9. ——— 前掲書, 1058~1059
10. 農商務省山林局 1905 清国及比律賓群島森林視察復命書, 75~79 東京, 農商務山林局
11. 大谷喜光 1942 南方經濟資源総覧(フィリピンの經濟資源) 9 : 87~88, 東京, 東亜政経社
12. ——— 前掲書, 88~89
13. 大和田哲氣編 1962 アジアの土地改革, 294, 東京, アジア研究所
14. ——— 前掲書, 249
15. ——— 前掲書, 295~301
16. ——— 前掲書, 295
17. レーニン(大崎平八郎訳) 1965 帝國主義論, 88, 東京, 角川書店
18. 林野庁 1972 昭和46年林業の動向に関する年次報告, 17~26, 東京, 林野庁
19. ——— 1962.8 フィリピンの森林資源調査, 海外林業事情調査資料, 83 : 268
20. ——— 1963.2 フィリピンにおける林業及び木材産業の史的展望, 海外林業事情調査資料
86 : 233
21. ——— 前掲書, 233~234
22. ——— 前掲書, 234~235
23. 塩谷勉編 1969 東南アジア林業の展開, 23, 東京, 地球出版株式会社
24. ——— 前掲書, 18
25. ——— 前掲書, 23~24
26. 谷川栄彦 1969 東南アジア民族解放運動史, 297~299, 東京, 効草書房
27. ——— 前掲書, 304~309
28. ——— 前掲書, 293~299
29. ——— 前掲書, 305~306
30. 東亜研究所 1941 比律賓の林業, 5

Summary

The Philippine was the colony dominated by Spain for about three hundred and fifty years from the middle of sixteenth century to the end of nineteenth century. The colony was settled while Spanish economy shifted from mercantilism to industrial Capitalism.

In the Philippine, colony policy changed from mercantilism policy on industrial capitalism policy, and just then agricultural development and forestry stagnation took place. When the Philippine was colonialized, at once national forest was made. As colony policy was a hard mercantilism, a establishment of forest possession was not well-defined. Since policy aim was put on doing monopoly of foreign trade and taking product of peasant by force on account of getting possession of commercial profit, disposal institutions of national land became disordered from not having a land certificate, namely they consisted of Encomienda, Friar land and Cacique institutions. Their disposal institution of national land was agricultural forest institution not modern for dominating and snatching agricultural production of peasant. When capitalism shifted to industrial capitalism, agricultural production by industrial capital rose remarkably in colony. So disposal institution of national land became agricultural forest institution of modern form having a land certificate. Here clear came out from institution the division of national land and private land.

It meant that national forest and private forest as the place of forestry production was built up from institution. In this way it was in the time of the industrial capitalism that forest possession on modern meaning was established. Cutting-capital of tree did not entirely push into national forest, so that forest exploitation might be mainly performed as agricultural exploitation. Therefore the disposal policy of forest tree for cutting-forestry exploitation hardly yet came into existence. The forest institution of doing forestry put emphasis on forest administration standing on the basis of resorce preservation in which it contained character of forest ordinance.

When we seek for significance to forest institution in the Philippine under the control of Spain, we will find that the basis formation of national forest was almost finished from institution by national power in order to take the ursprüngliche Akkumulation of capital in colony. But forest institutions of agricultural and forestry as disposal institution did not become positive, particulary the latter negative to production so that the development of commodity economy might not be enough advanced. Thus we can know forest institution in colony changes with the development of capitalism.